

奈良市公報

第3号

令和元年9月25日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
5 1	1	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
5 7	2	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
5 7	3	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 7	4	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 7	5	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 7	6	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 7	7	放置自転車等の処分	環境政策課
5 7	8	道路の位置指定	建築指導課
5 7	9	放置自転車等の保管	環境政策課
5 8	10	歴史的風致形成建造物の指定	奈良町にぎわい課
5 9	11	住居番号の設定	市民課
5 10	12	奈良市公報号外第6号に掲載	環境政策課
5 13	13	放置自転車等の保管	環境政策課
5 13	14	放置自転車等の保管	環境政策課
5 13	15	放置自転車等の保管	環境政策課
5 14	16	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 14	17	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 14	18	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5 15	19	督促状の公示送達	納税課
5 15	20	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
5 15	21	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
5 15	22	生活保護法の規定による施術者の指定	保護第一・第二課
5 15	23	予防接種の実施の一部改正	健康増進課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
5 8	1	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
5 9	2	奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	給排水課

5	9	3	奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	給排水課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
5	14	1	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件名	
5	10	1	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市告示第 1 号

平成31年 奈良市告示第186号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。
令和元年5月1日

奈良市長 仲川 元庸

別紙1の表中

園部 千絵	ちえクリニック	奈良市学園北1-14-13 メディカル学園前3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
辻口 比登美	辻口医院	奈良市西登美ヶ丘2-1-28											○	

を

」

園部 千絵	ちえクリニック	奈良市学園北1-14-13 メディカル学園前3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
-------	---------	-----------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

に、

」

別紙2の表中

つかもと整形外科	墳本 敏彦	花芝町28 丸谷ビル1F	23-5680
辻口医院	辻口 比登美	西登美ヶ丘2-1-28	53-1851

を

」

つかもと整形外科	墳本 敏彦	花芝町28 丸谷ビル1F	23-5680
----------	-------	--------------	---------

に

」

改める。

奈良市告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

令和元年5月7日

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970108144	奈良市大宮町六丁目3-29-602	訪問介護センターみどり	奈良市大宮町六丁目3-29 日宝阪奈ビル2-D1	合同会社BARNEY, S	令和元年5月1日
2960190417	奈良市大安寺二丁目7番5号1階	あかり訪問看護ステーション	奈良市大安寺二丁目7番5号1階	合同会社あすらいと	令和元年5月1日

奈良市告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	奈良市須川町1261番地	奈良市須川町3054番地
代表者の氏名 及 び 住 所	大窪 繁則 奈良市須川町1261番地	山岡 順亮 奈良市須川町3054番地

2 変更の年月日

平成31年4月1日

奈良市告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により都祁友田町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	奥本 徳善 奈良市都祁友田町1520番地	宮久保 忠典 奈良市都祁友田町72番地

2 変更の年月日

平成31年4月1日

奈良市告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により六条緑町二丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	山本 正彦 奈良市六条緑町二丁目7番12号	樫田 博子 奈良市六条緑町二丁目2番22号

2 変更の年月日

平成31年3月17日

奈良市告示第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により和田町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	大東 伸充 奈良市和田町445番地	奥田 伸治 奈良市和田町53番地

2 変更の年月日

平成31年4月1日

奈良市告示第 7 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

令和元年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

令和元年 5 月 7 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年10月5日、同月9日、同月12日、同月14日、同月16日、同月19日、同月23日、同月25日及び同月26日

奈良市告示第 8 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和元年 5月 7日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市平松五丁目30番3-1号
申請者氏名	リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成
道路の位置	奈良市疋田町二丁目629番1の一部
道路の幅員	最大8.00m 最小4.02m
道路の延長	13.81m
指定年月日	令和元年 5月 7日
指定番号	第H3009号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年5月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年5月7日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 10 号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定しましたので、次のとおり告示します。

令和元年5月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 歴史的風致形成建造物の指定番号
第15号
- 2 歴史的風致形成建造物の指定年月日
令和元年5月8日
- 3 歴史的風致形成建造物の名称
高倉家住宅
- 4 歴史的風致形成建造物の概要
主屋（木造平屋建、切妻造、平入、棧瓦葺）
付属屋（木造平屋建、切妻造、棧瓦葺）
土地（奈良市紀寺町1012番地）
- 5 歴史的風致形成建造物の所在地
奈良市紀寺町1012番地

奈良市告示第11号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

令和元年5月9日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示

西登美ヶ丘八丁目17番3-1号	西登美ヶ丘七丁目11番19号	
西登美ヶ丘八丁目17番3-2号	大森西町20番19号	
東登美ヶ丘六丁目11番1号	帝塚山南二丁目19番5号	
芝辻町三丁目3番19号	学園朝日町9番9-2号	
四条大路一丁目10番38号		
疋田町一丁目6番45号		
大森西町20番6号		
大森西町21番28号		
三碓二丁目2番2-2号		
百楽園四丁目2番12-1号		
富雄北三丁目14番63号		
西登美ヶ丘五丁目12番5号		
大安寺二丁目11番8-1号		
大安寺二丁目11番6-1号		
三条大路三丁目2番6-6号		
三条大路三丁目2番6-5号		
菅野台7番9号		
菅野台7番10号		
若葉台三丁目2番3号		
東登美ヶ丘五丁目3番24号		
西登美ヶ丘四丁目12番7号		
二条町二丁目5番15号		
学園南三丁目9番9-2号		
西大寺国見町二丁目6番11号		
あやめ池北一丁目28番38号		

奈良市告示第13号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等
放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の
規定により告示します。

令和元年5月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年5月10日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項
に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を
お持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第14号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年5月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年5月12日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第15号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年5月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年5月13日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 16 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により狭川東町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月14日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	西井 孝範 奈良市狭川東町473番地	今西 正延 奈良市狭川東町423番地

2 変更の年月日

平成31年4月1日

奈良市告示第 17 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月14日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市学園朝日元町二丁目 1909番地の9	奈良市学園朝日元町二丁目 476番地の9
代表者の氏名 及び住所	川畑 雅洋 奈良市学園朝日元町二丁目 1909番地の9	田中 敦 奈良市学園朝日元町二丁目 476番地の9

2 変更の年月日

平成31年4月7日

奈良市告示第 18 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年 5月19日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	西岡 昭藏 奈良市秋篠町609番地の1	中西 基雄 奈良市秋篠町969番地の50

2 変更の年月日

平成31年4月7日

奈良市告示第 19 号

平成 30 年度市・県民税（普通徴収）第 4 期の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 条）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

令和元年 5 月 15 日

奈良市長 仲川 元庸

1. この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成 30 年度市・県民税（普通徴収）	第 4 期	平成 31 年 3 月 5 日	平成 31 年 3 月 15 日

2. この公示送達により変更した後の差押可能日

令和元年 5 月 26 日

3. 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

奈良市告示第20号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月15日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大西 奉		あんま	平成31年3月4日
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		

奈良市告示第 21 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和 元 年 5 月 15 日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
出口 悦久		柔道整復	平成31年2月28日
フェイス整骨院	奈良県奈良市大宮町四丁目270番地の10 ルデパール新大宮1F		
合田 光男		柔道整復	平成31年2月28日
フェイス整骨院	奈良県奈良市大宮町四丁目270番地の10 ルデパール新大宮1F		

奈良市告示第 22 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和 元 年 5 月 15 日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
米田 知弘		柔道整復	平成31年4月1日
フェイス整骨院	奈良県奈良市大宮町四丁目270番地の10 ルデパール新大宮1F		

奈良市告示第 23 号

平成31年 奈良市告示第186号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。
令和元年5月15日

奈良市長 仲川 元庸

別紙2の表中

「

金田内科クリニック	金田 能尚	西御門町28 北川ビル2F	26-2255
-----------	-------	---------------	---------

を

「

金田内科クリニック	金田 能尚	西御門町28 北川ビル2F	26-2255
河原医院	河原 暢	中登美ヶ丘二丁目1981-105	44-1795

に

改める。

公營企業

奈良市企業局告示第1号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和元年5月8日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社MIZ USAPO	代表取締役 中 村 信幸	広島県広島市中区舟入幸町21 -23	平成31年4月25日

奈良市企業局告示第2号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月9日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
共栄工業(株)	代表取締役 杉野 功	奈良県大和高田市南今里町8番 30号	平成31年4月4日

奈良市企業局告示第3号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月9日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
幸栄建設	山本 金治	奈良市古市町1565-1	平成31年4月25日

教育委員会

奈良市教育委員会告示第1号

令和元年5月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和元年5月14日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

令和元年5月17日（金）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 会議に附すべき事案

議事

- | | |
|--------|--|
| 議案第5号 | 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱又は任命について |
| 議案第6号 | 奈良市社会教育委員の委嘱について |
| 議案第7号 | 奈良市文化財保護審議会 臨時委員（史跡名勝天然記念物保存活用部会委員）の解職及び委嘱について |
| 議案第8号 | 令和2～5年度使用奈良市立小学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について |
| 議案第9号 | 令和2年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について |
| 議案第10号 | 令和2年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について |
| 議案第11号 | 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱について |
| 議案第12号 | 奈良市学校給食の管理に関する要綱の一部改正について |
| 議案第13号 | 奈良市教育支援委員会委員・調査員の委嘱又は任命について |

協議事項

「携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みについて」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

農業委員会

奈良市農業委員会告示第1号

奈良市農業委員会令和元年5月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和元年5月10日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

令和元年5月16日(木) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (4) 農地法施行規則(昭和29年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について
- (5) 許可の取下げについて
- (6) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明について
- (7) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (9) 知事許可について(4月許可分)

・農政に関する事項

- (1) 農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見書(案)について
- (2) 令和元年遊休農地解消活動について
- (3) なら農業委員会だより第68号について